

エコアクション21地域判定委員会規程

東京都中小企業団体中央会

「エコアクション21 地域事務局 東京都中小企業団体中央会」認証・登録制度実施要領
1. 2に規定するエコアクション21 地域判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）
の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域判定委員会は、次の事項を審議する。

- (1)事業者のエコアクション21 認証・登録の可否
- (2)エコアクション21 審査人の審査結果に対する異議
- (3)その他事業者のエコアクション21 認証・登録に関する事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 地域判定委員会は、必要に応じて複数設置し、一つの委員会は3人以上5人以内をもって構成し、その委員は、事業者の環境への取組などに関する専門家及び学識者のうちから、東京都中小企業団体中央会会長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。また、補欠のため選出された委員の任期は、現任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（地域判定委員会の開催）

第5条 地域判定委員会は、委員長が招集し、その議長を務める。

- 2 判定委員会は、必要に応じて適時開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

（委員手当）

第7条 委員会出席についての委員手当については、東京都中小企業団体中央会が定めるものを準用する。

（規程の改廃）

第8条 本規程は、地域運営委員会において、委員の3分の2以上の賛成によって改廃できるものとする。

（附則）

- 1 平成19年 8月 9日 制定施行